

2017年11月号 (Vol.28)

最新判例解説—  
タックス・ヘイブン対策税制の適用を否定し  
納税者を勝訴させた最高裁判決（デンソー事件）

I. はじめに	森・濱田松本法律事務所
II. タックス・ヘイブン対策税制と その適用除外について	弁護士・税理士 栗原 宏幸 TEL. 03 6266 8727 <a href="mailto:hiroyuki.kurihara@mhmjapan.com">hiroyuki.kurihara@mhmjapan.com</a>
III. 事案の概要	弁護士 山川 佳子 TEL. 03 6213 8125 <a href="mailto:yoshiko.yamakawa@mhmjapan.com">yoshiko.yamakawa@mhmjapan.com</a>
IV. 裁判所の判断	
V. 実務上のポイント	税理士 山田 彰宏 TEL. 03 5223 7770 <a href="mailto:akihiro.yamada@mhmjapan.com">akihiro.yamada@mhmjapan.com</a>

## I. はじめに

本ニュースレターでは、先月、2017年10月24日に最高裁判所が判決を下したばかりの「デンソー事件」の最高裁判決についてご紹介します。

デンソー事件で問題となったのは、外国子会社の所得を日本の親会社の所得に合算する、いわゆる「タックス・ヘイブン対策税制」です。同事件では、シンガポールで統括業務を行っていた現地子会社について、（日本ではなく）シンガポールでその事業を行う合理性が認められるかが争われました。第一審ではその合理性を認めて納税者が一部勝訴しましたが、控訴審では逆に合理性が否定され納税者の逆転敗訴判決が下されました<sup>1</sup>。納税者がこれを不服として最高裁に上訴していたため、その判断が注目されていました。

最高裁は、現地子会社が統括業務をシンガポールで行う合理性を認め、納税者を勝訴させました<sup>2</sup>。Vで後述するとおり、この最高裁の判断は、日本企業のグローバル展開のためのプランニングを考える上で、重要な示唆を含んでいます。それらについて、事案や判決内容とともに併せて解説します。

<sup>1</sup> 同事件の控訴審判決（名古屋高裁平成28年2月10日判決）については、本TAX LAW NEWSLETTERの2015年7月号（Vol.19）において解説をしています（以下のリンク先から入手可能です。）。  
<http://www.mhmjapan.com/ja/newsletters/tax-law-nl/19.html>

<sup>2</sup> 最高裁判決の判決文は、以下の裁判所ホームページから入手可能です。  
[http://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail2?id=87157](http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=87157)

## TAX LAW NEWSLETTER

## II. タックス・ヘイブン対策税制とその適用除外について

タックス・ヘイブン対策税制とは、内国法人が税負担の低い外国法人の株式を保有している場合に、当該外国法人の所得を内国法人の所得に合算して課税する制度です（租税特別措置法 66 条の 6）<sup>3</sup>。

具体的には、

- ① 日本の内国法人・居住者による株式の直接・間接の保有割合が 50%超の外国法人であって、(a) 法人所得税が存在しない国に本店を有するもの又は (b) 租税負担割合（実効税率）が 20%未満であるもの（「**特定外国子会社等**」）について、
- ② ある内国法人が当該特定外国子会社等の株式を直接・間接に 10%以上保有している場合には、

当該特定外国子会社等の所得を株式等の保有割合で按分した金額が、当該内国法人の所得に合算されることとされています。そのため、タックス・ヘイブン対策税制が適用されると、外国子会社の所得について、日本の親会社が日本で法人税の課税を受けることとなります。

もっとも、タックス・ヘイブン対策税制が、日本企業による経済合理性のある海外進出を不当に阻害しないように、特定外国子会社等が租税負担軽減のために存在しているのではなく、その存在に経済合理性が認められる場合には、その適用が免除されます。具体的には、次の基準をすべて満たす場合にはタックス・ヘイブン対策税制は適用されません（適用除外基準。租税特別措置法 66 条の 6 第 3 項）。

**①事業基準**

特定外国子会社等が、株式等・債券の保有、工業所有権・著作権の提供、船舶・航空機の貸付けを主たる事業とするものではないこと

**②実体基準**

特定外国子会社等が、本店所在地国において、その主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定資産を有していること

**③管理支配基準**

特定外国子会社等が、本店所在地国において、その事業の管理、支配及び運営を自ら行っていること

**④非関連者基準・所在地国基準**

特定外国子会社等の主たる事業が卸売業、銀行業、信託業、金融商品取引業、保険業、水運業又は航空運送業の場合：その事業年度における取引のうちに占

<sup>3</sup> 納税者が内国法人ではなく日本の居住者（個人）の場合にも、同様の合算課税が適用されます（租税特別措置法 40 条の 4）。説明の簡略化のため、本ニュースレターでは居住者への適用関係について原則として割愛しています。

また、タックス・ヘイブン対策税制には、本文で解説している会社単位の合算課税のほかに、一定の資産性所得の合算課税の制度も存在しますが、本記事では論点となっていないため、原則として説明を割愛しています。

## TAX LAW NEWSLETTER

める特定外国子会社等の非関連者との取引の割合が50%超であること（非関連者基準）

それ以外の事業の場合：その事業を主として本店所在地国において営んでいること（所在地国基準）

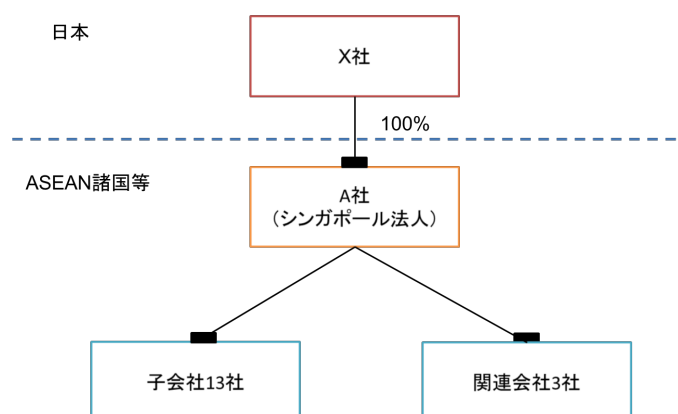
このうち、①の事業基準については、上記下線部のとおり、株式の保有を主たる事業とする外国法人は、原則として事業基準を満たすことができません。しかし、経済界の要請を受けて、平成22年度税制改正により、株式の保有を主たる事業とする場合であっても、いわゆる「統括会社の特例」の要件を満たす外国子会社については、事業基準を充足できることになりました（租税特別措置法66条の6第3項括弧書）。

デンソー事件では、この統括業務の特例の適用前の事業年度において、内国法人の完全子会社であるシンガポール法人が事業基準を満たすことができるかが、主要な争点となりました。

### Ⅲ. 事案の概要

日本法人X社は、自動車関連部品の製造販売事業等をグローバルに展開する日本の株式会社であり、シンガポール法人A社（本件で問題となった外国法人）の株式を100%保有していました。

A社は、X社グループのASEAN地域の統括会社として、ASEAN諸国等に存する子会社13社及び関連会社3社の株式を保有していました。



A社は、これらの株式保有に関する業務を行うとともに、これらのグループ会社を統括する地域統括業務（集中生産・相互補完体制を強化し、A社の統括する各拠点の事業運営の効率化やコスト低減を図ることを目的とする、地域企画、調達、財務、材料技術、人事、情報システム及び物流改善に関する業務）等を行っていました。

## TAX LAW NEWSLETTER

このような状況のもとで、課税庁は、X社に対しタックス・ヘイブン対策税制を適用し、A社の所得のうち課税対象留保金額が、X社の平成20年3月期及び平成21年3月期の所得の計算上、益金の額に算入される<sup>1</sup>として、X社に対し、2期合計で所得金額約114億円、追徴税額約12億円（地方税等を含む。）の更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分を行ったところ、X社が当該各処分の取消しを求め訴訟提起しました。

本件では、A社が事業基準を満たすかの前提として、A社の「主たる事業」が、グループ会社の株式を保有するという株式保有業であるか、地域統括業務であるかが大きな争点となりました。

#### IV. 裁判所の判断

##### 1. 控訴審判決（名古屋高裁平成28年2月10日判決）

最高裁判決の原審である名古屋高裁は、A社は「株式の保有」（株式保有業）を主たる事業としているため、①の事業基準を満たさないとして、A社に関するタックス・ヘイブン対策税制の適用を認めました。

名古屋高裁は、事業としての「株式の保有」は、事業として行う以上、それによって利益を受けることが当然に含意されているのであり、その利益を得る方法としては、株式発行会社を支配し、その人事や業務内容を自己の意のままに決定することを通じて、より多くの配当を得ようと活動することもあるため、事業としての「株式の保有」とは、単に株式を保有し続けることのみならず、株式発行会社を支配しかつ管理するための業務もまた、その事業の一部をなすものであって、A社の地域統括業務は株式保有業に含まれるひとつの業務にすぎないものと判示しました。

また、「主たる事業」の判断基準に関し、「会社は営利法人であり、利益を上げることが目的として、集めた資本等を経済合理性があるように運用しているのであるから、『主たる事業』の判断に当たって、当該事業のために保有している財産の資産総額に占める割合や当該事業による所得金額の多寡を重視すべきことは当然である。」との判断を示しました。その上で、A社の所得状況について、保有株式に係る受取配当がA社の所得金額の総額に占める割合は85%を超えていることや、地域統括業務は日本においても行うことができ、あえて子会社にこれを行わせるのは、低い税率の適用を受けるためであることを挙げ、A社における「主たる事業」は、名実ともに株式保有業であるという認定をしました。

##### 2. 本判決（最高裁平成29年10月24日判決）

これに対し、最高裁は、A社の主たる事業は、株式保有業ではなく、地域統括業務であるとして①の事業基準を満たすと判断し、その他の②から④の基準も満たすため、

## TAX LAW NEWSLETTER

A社は適用除外基準を充足すると判示して、X社を勝訴させました。このうち、①の事業基準の充足に関する判断は以下のとおりです。

まず、最高裁は、株式保有業と地域統括業務の関係について、海外法人の株式を保有する者は、利益配当請求権等の自益権や株主総会の議決権等の共益権といった株主権の行使により海外法人の経営を支配・管理するものであるが、A社の行っていた地域統括業務は、株主権の行使や株式の運用に関連する業務等とは異なる独自の目的、内容、機能等を有することから、株式保有業に包含されるものではなく、別個の事業であるとしました。

その上で、「主たる事業」の判定に当たっては、「主たる事業は、特定外国子会社等の当該事業年度における事業活動の具体的かつ客観的な内容から判定することが相当であり、特定外国子会社等が複数の事業を営んでいるときは、当該特定外国子会社等におけるそれぞれの事業活動によって得られた収入金額又は所得金額、事業活動に要する使用人の数、事務所、店舗、工場その他の固定施設の状況等を総合的に勘案して判定するのが相当である。」としたうえで、以下の事情を総合的に勘案して、A社の地域統括業務は、相当の規模と実体を有するものであり、事業活動として大きな比重を占めていたとして、A社の「主たる事業」は地域統括業務であるとしました。

- (i) A社は豪亜地域における地域統括会社として、域内グループ会社の業務の合理化、効率化を図ることを目的として、多岐にわたる地域統括業務を行っていたこと
- (ii) 地域統括業務の中の物流改善業務に関する売上高は収入金額の約85%に上っていたこと<sup>4</sup>
- (iii) 所得金額では保有株式の受取配当の占める割合が8、9割であったものの、配当収入の中には地域統括業務によってグループ内で原価率が低減した結果生じた利益が相当程度反映されていること
- (iv) 現地事務所で勤務する従業員の多くが地域統括業務に従事していたこと
- (v) A社の保有する有形固定資産の大半が地域統括業務に供されていたものであること<sup>5</sup>

<sup>4</sup> A社は、地域統括業務について、実費を徴収するか、グループ会社の売上高や取引高に一定の料率を乗じる等して計算した金額をグループ会社から徴収する方法によって、その対価を回収しており、地域統括業務のうちの物流改善業務に関する売上高は、A社の収入金額の約85%を占めていました。但し、物流改善業務は、原価率が高いことから、物流改善業務に係る売上総利益がA社の所得金額の総額に占める割合は5%前後にとどまっていました。他方、保有株式に係る受取配当がA社の所得総額に占める割合は85%を超えていました。

<sup>5</sup> A社は、シンガポールに有形固定資産（事務用什器備品、車両、コンピュータ等）を保有し、主に地域統括業務に供していました。但し、A社の資産総額に占める保有株式の額の割合は50%超であるのに対し、これら有形固定資産が占める割合は、約0.2%でした。

## TAX LAW NEWSLETTER

## V. 実務上のポイント

今回の最高裁判決は、タックス・ヘイブン対策税制に関する数少ない最高裁判決であり、以下のとおり、グローバル展開を行う日本企業にとって極めて重要な内容を含んでいます。

なお、タックス・ヘイブン対策税制は平成 29 年度税制改正により改正され、改正法は外国子会社の 2018 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から適用されますが<sup>6</sup>、本件で争点となった会社単位の合算課税については基本的な枠組みは変更されないことから、最高裁判決の考え方は改正後も妥当するものと考えられます。

### 1. 最高裁が「地域統括業務」によって事業基準を満たす可能性があることを認めた点について

本判決は、持株会社の機能を果たす外国子会社であっても、直ちに株式保有業が「主たる事業」とであると判断されるのではなく、それとは別個の事業である地域統括業務に該当する、と判断した点で重要であると考えられます。

この点、現在のタックス・ヘイブン対策税制上は、上記Ⅱでご説明したとおり、「統括会社の特例」が設けられており、株式の保有を主たる事業とする外国法人であっても、この特例の要件を満たす場合には①の事業基準を満たすことができるとされています。

そこで、今回最高裁が認めた地域統括業務と統括会社の特例上の統括業務の関係が問題となります。この点について最高裁は「〔統括会社の特例〕によって事業基準を満たすことになる統括会社は、もともと株式等の保有を主たる事業とするものであって…、それ以外の統括会社はその対象となるものではないから、…統括業務が株式の保有に係る事業に包含される関係にあるものということとはできない」としています。以上の説示を踏まえると、最高裁は、海外において持株会社の機能を果たしている外国子会社には、以下の 4 つの類型があると考えているものと思われる。

- i. 「株式保有事業」を主たる事業とし、統括会社の特例の要件を満たしていない外国子会社（事業基準を満たせない）
- ii. 「株式保有業」を主たる事業とし、かつ、統括会社の特例の要件を満たしている外国子会社（事業基準を満たす）
- iii. 「地域統括業務」を主たる事業とする外国子会社（事業基準を満たす）
- iv. その他の事業（製造業等）を主たる事業とする外国子会社（当該事業が事業基準で除外される事業に該当しなければ事業基準を満たす）

<sup>6</sup> 改正の内容については、本 TAX LAW NEWSLETTER の 2017 年 1 月号（Vol.22・23 合併号）において解説をしています（以下のリンク先から入手可能です。）。  
<http://www.mhmjapan.com/ja/newsletters/tax-law-nl/22.html>

## TAX LAW NEWSLETTER

今回の最高裁は、このうち iii の類型を正面から認めたこととなります。

これまでは、持株会社的機能を果たす外国子会社については、(株式の保有が主たる事業であることを前提にして) 統括会社の特例の要件を満たす場合(上記の ii) か、その他の事業(製造業等)を主たる事業としている場合(上記の iv) でないと、事業基準を満たすことができないと考えられてきました。今後も、持株会社的機能を果たす外国子会社については、統括会社の特例の要件を満たして事業基準を満たすことを目指すケースが依然として多いと考えられますが、今回の最高裁判決を前提にすると、第三の道として、地域統括業務を主たる事業とすることで事業基準を満たす余地もあると考えられます。

この点、これまでは事業基準を満たすことが困難であったケースで、今回の地域統括業務により事業基準を満たす可能性があるケースとしては、例えば、以下のようなケースが考えられます。これらは、いずれも現行の統括会社の特例の要件を満たすことができない場合です。

- 外国子会社が日本企業の 100%子会社でない場合(JV、少数株主がいる場合等)
- 外国子会社の株主が日本企業ではなく日本の個人の場合(オーナー企業のオーナーが直接外国子会社の株式を保有する場合等)

もっとも、本件は、A社が相当の規模で地域統括業務を行っていた事案であり、実体のある会社であるにもかかわらず、統括会社の特例の適用前の事案であってX社が当該特例により事業基準を充足することは不可能であったことから、救済の必要性が高かった、という特殊事情があったものと考えられます。そのため、個々の事案を検討するに際して、本判決の射程については慎重な検討が必要と考えられます。

## 2. 「主たる事業」の判断枠組みについて

本判決は、「主たる事業」の判断枠組みを最高裁が初めて明らかにした点においても重要と考えられます。この判断枠組みは、地域統括業務に限らず、ある事業がその外国子会社の主たる事業といえるか、という検討にあたり必ず依拠すべき枠組みとなるため、実務上の重要性が高いと考えられます。

この点、名古屋高裁が、「主たる事業」の認定に当たって、「事業のために保有している財産の資産総額に占める割合や事業による所得金額の多寡を重視すべき」であると述べたのに対し、最高裁は、「事業活動によって得られた収入金額又は所得金額、事業活動に要する使用人の数、事務所、店舗、工場その他の固定施設の状況等」を総合勘案すべきであると判示しました。この枠組みは、関連する通達(措置法通達 66 の 6-8)を踏襲したものと考えられます。

本件では、保有株式の受取配当の占める割合が 8、9 割であったという納税者に不利な事情がありましたが、最高裁は、その配当収入の中には地域統括業務によってグ

## TAX LAW NEWSLETTER

ループ内で原価率が低減した結果生じた利益が相当程度反映されていると説示し、その他の要素も踏まえた総合勘案の結果、主たる事業は株式保有業ではなく地域統括業務であるとした点が特徴的であると考えられます。もつとも、最高裁も、所得金額を考慮要素の1つとして明示的に言及していることから、依然として、所得金額を重要な考慮要素の一つとして考えているのではないかと思われます。

他方、最高裁は、資産総額に占める保有株式の割合については言及せず、「有形固定資産」の大半が地域統括業務に使用されていることから、地域統括業務が主たる事業であるという結論を導いている点も着目されます。この点は、最高裁が考慮要素として、保有株式も含めた資産全体ではなく、「固定施設」に言及している点と整合します。

このように、今回の最高裁判決は、「主たる事業」の判定に関する重要な示唆を含んでおり、今後の実務において常に参照されるべき判決といえるのではないかと思われます。

## セミナー情報

- セミナー 『インセンティブ報酬設計の実務上の留意点  
ーインセンティブ報酬の設計に関する法務・税務上の留意点  
(平成29年度税制改正・近時6月総会の動向も踏まえて)ー』  
開催日時 2017年12月4日(月) 14:00~17:00  
講師 奥山 健志、酒井 真  
主催 株式会社プロネクサス
  
- セミナー 『プライベートバンカーの職業倫理ー具体的事例を踏まえてー』  
開催日時 2017年12月8日(金) 18:00~19:30  
講師 大石 篤史  
主催 公益社団法人 日本証券アナリスト協会
  
- セミナー 『企業の税務・法務担当者&プライベート・バンカーのための  
最新タックス・ヘイブン対策税制の解説~施行目前の改正法や  
デンソー事件を踏まえた今後の海外戦略~』  
開催日時 2017年1月10日(水) 13:30~16:30  
講師 栗原 宏幸  
主催 株式会社金融財務研究会



## TAX LAW NEWSLETTER

### 文献情報

- 論文 「有償ストック・オプションは報酬？ASBJ 公開草案が投げかける「報酬」の意義」
- 掲載誌 BUSINESS LAWYERS 2017 年 10 月 30 日
- 著者 大石 篤史（共著）

（当事務所に関するお問い合わせ）  
森・濱田松本法律事務所 広報担当  
mhm\_info@mhmjapan.com  
03-6212-8330  
www.mhmjapan.com